

第5章 都市機能誘導区域

1 都市機能誘導区域とは

医療・福祉・子育て支援・商業といった、民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となります。

このような観点から、都市機能誘導区域は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものです。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきであるとされています。（都市計画運用指針）

2 区域設定の基本的な考え方

本市では、中心部だけでなく、各生活拠点において居住誘導区域を設定しています。居住誘導区域は、市街地系・田園系の生活拠点の規模に応じた区域を設定しており、都市機能誘導区域についても拠点規模に応じた区域を設定すべきです。

そのため、生活拠点ごとの誘導区域の基本的な考え方を整理します。

なお、都市機能誘導区域の拠点レベルについては、市の中核的な都市施設を中心に広域的施設を誘導し、高次の都市機能を集積させる区域を「中心拠点」区域に位置づけ、これらの機能を公共交通により移動することで容易に機能を享受できる区域として設定する市街地系、田園系の生活拠点の3つの規模に応じた区域設定を行います。

【中心拠点】

○市の中核的な都市施設を中心に広域的施設を誘導し、高次の都市機能を集積。

【市街地系生活拠点】

- 「まちなか」の機能を補完する利便施設の確保。
- 「まちなか」と一体的な市街地の形成。

【田園系生活拠点】

- 日常生活に必要な生活サービスの確保。
- 拠点の中心部における都市機能の集積による賑わいの創出。



群馬

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

3 区域の設定方針

都市機能誘導区域は、居住誘導区域を設定した生活拠点ごとに公共交通の利便性が確保されている範囲や、公共交通の拠点となるバス停の徒歩圏内で生活サービスを楽しむことができる範囲を誘導区域に設定します。

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

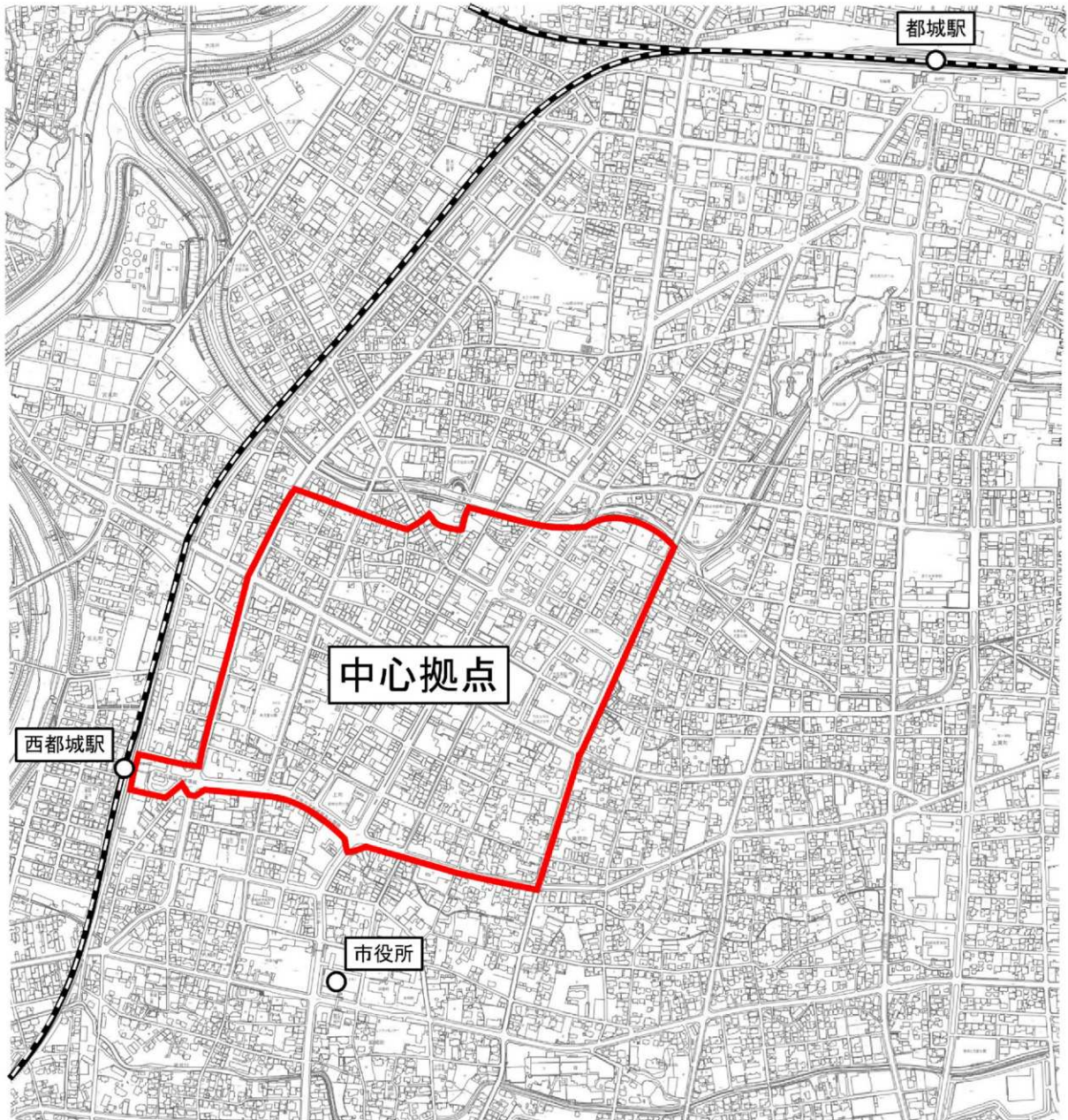
条件1	●「中心拠点」区域
条件2	●市街地系生活拠点：商業系用途地域 主要幹線道路上の沿道型用途地域
条件3	●田園系生活拠点：商業系用途地域 (山之口・高城・高崎地区)
条件4	●田園系生活拠点：主要幹線道路沿線100m (山田・中郷・志和池・庄内地区)

↓ (結果)

都市機能誘導区域

条件 1

● 「中心拠点」区域





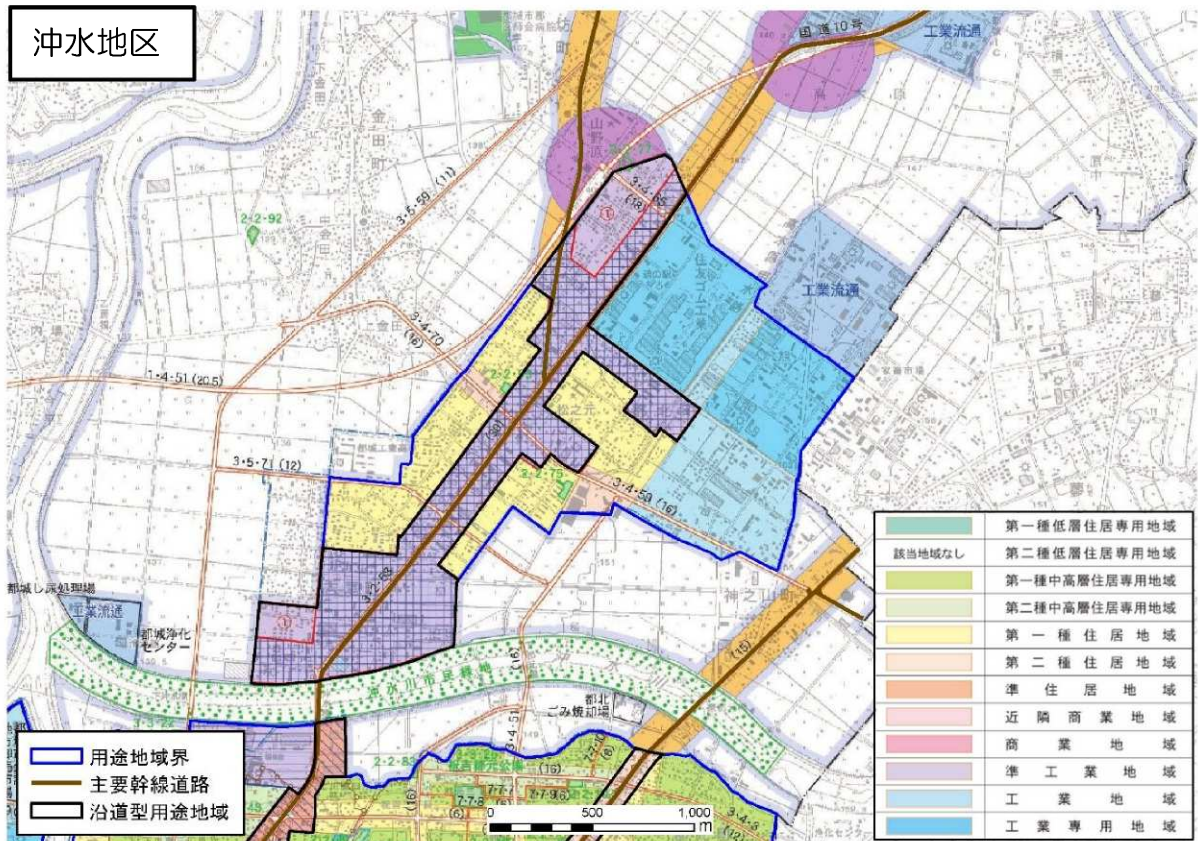
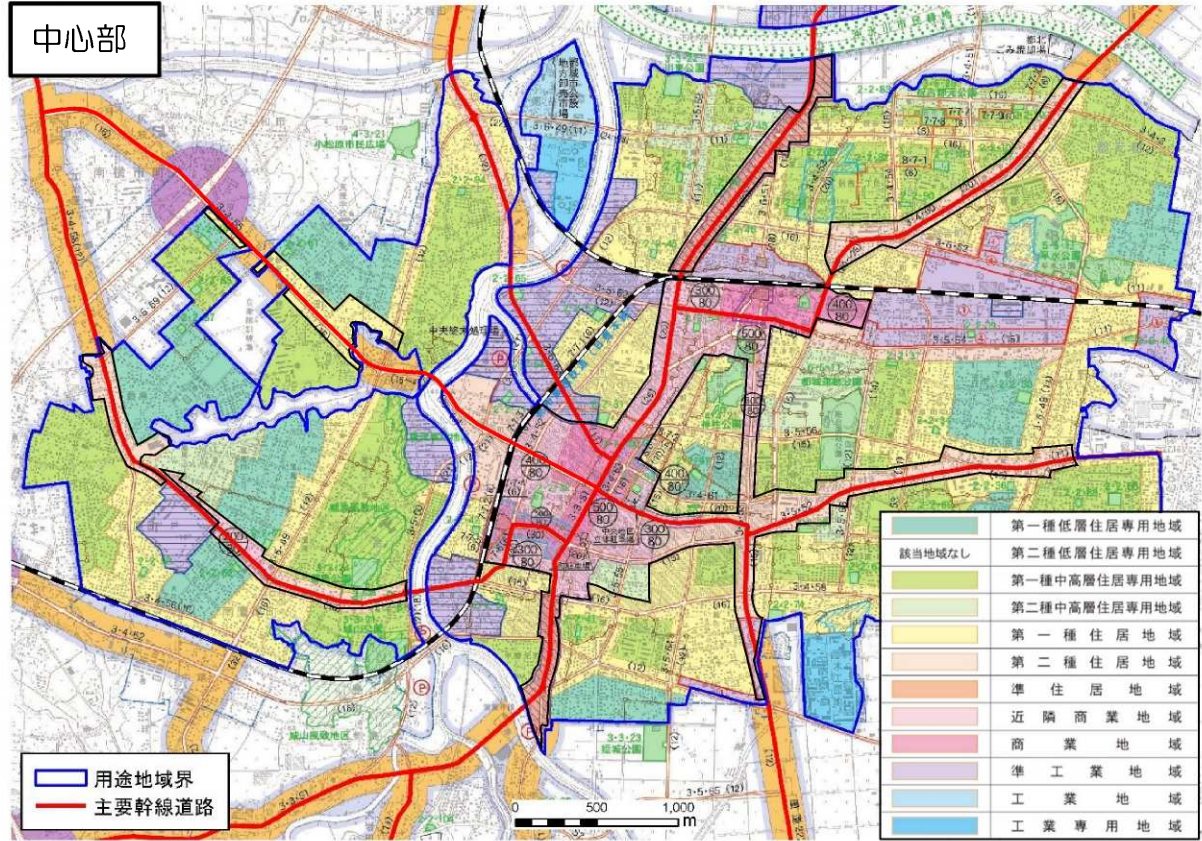
新城

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

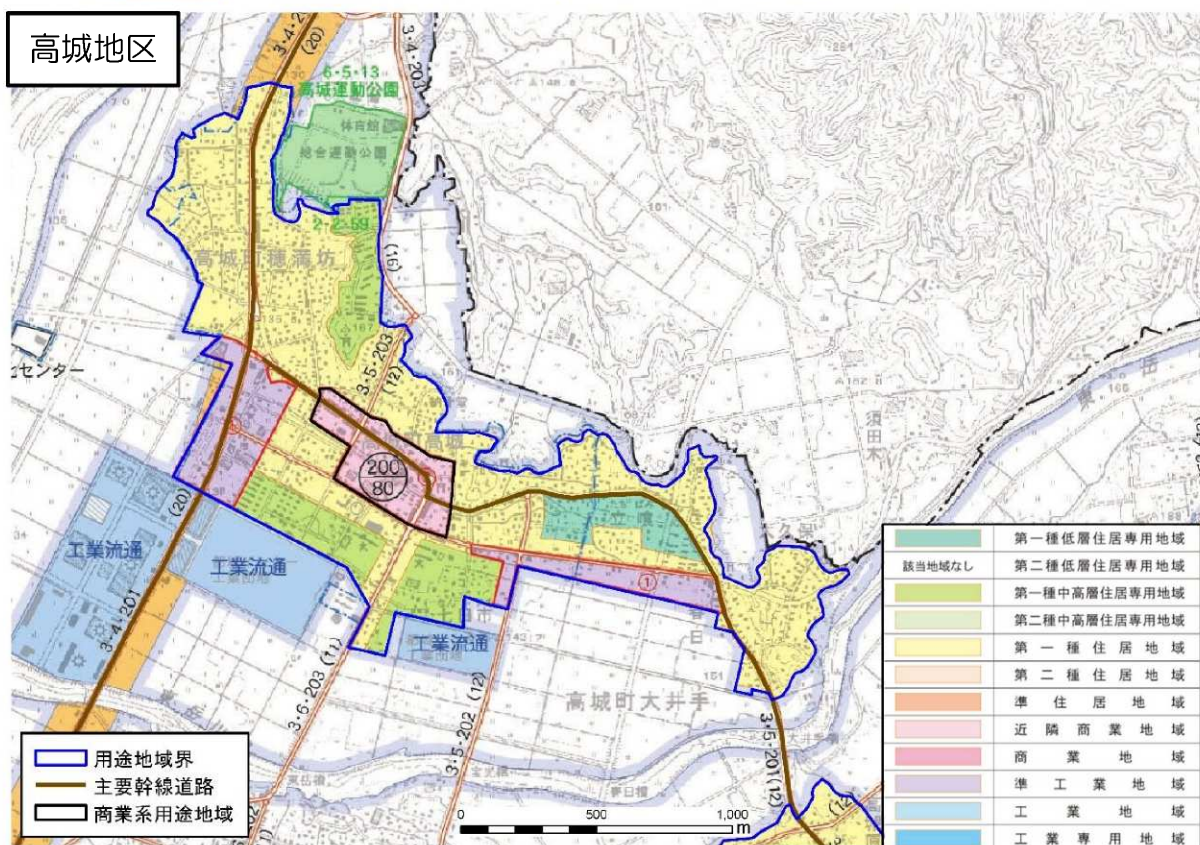
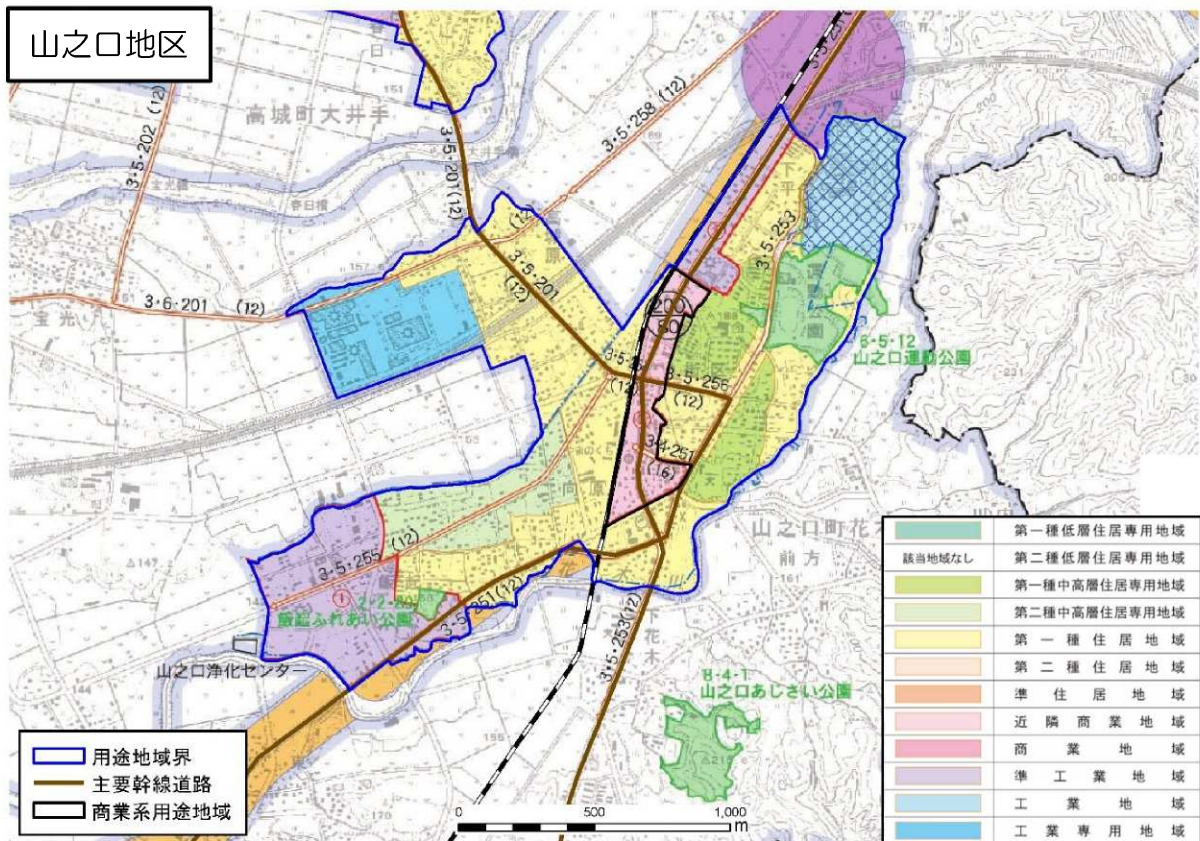
条件2

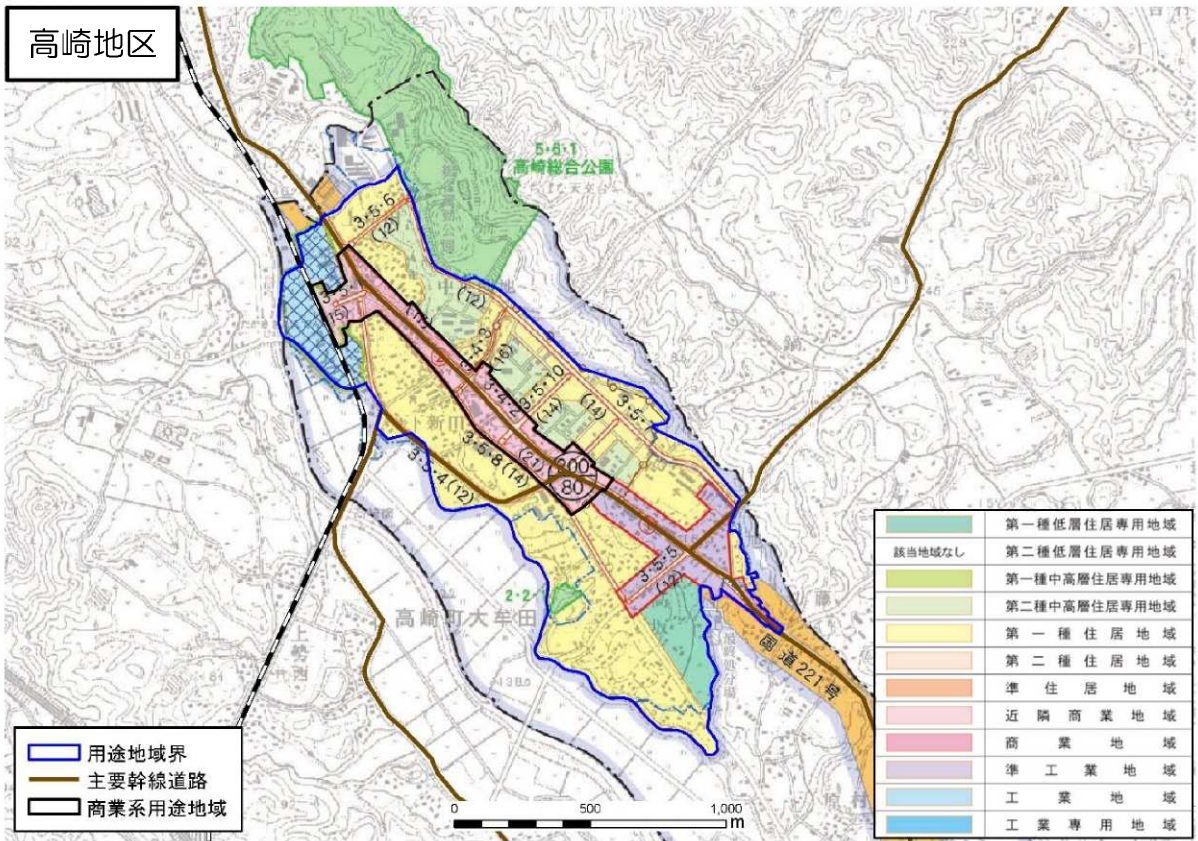
●市街地系生活拠点：商業系用途地域・主要幹線道路上の沿道型用途地域



条件3

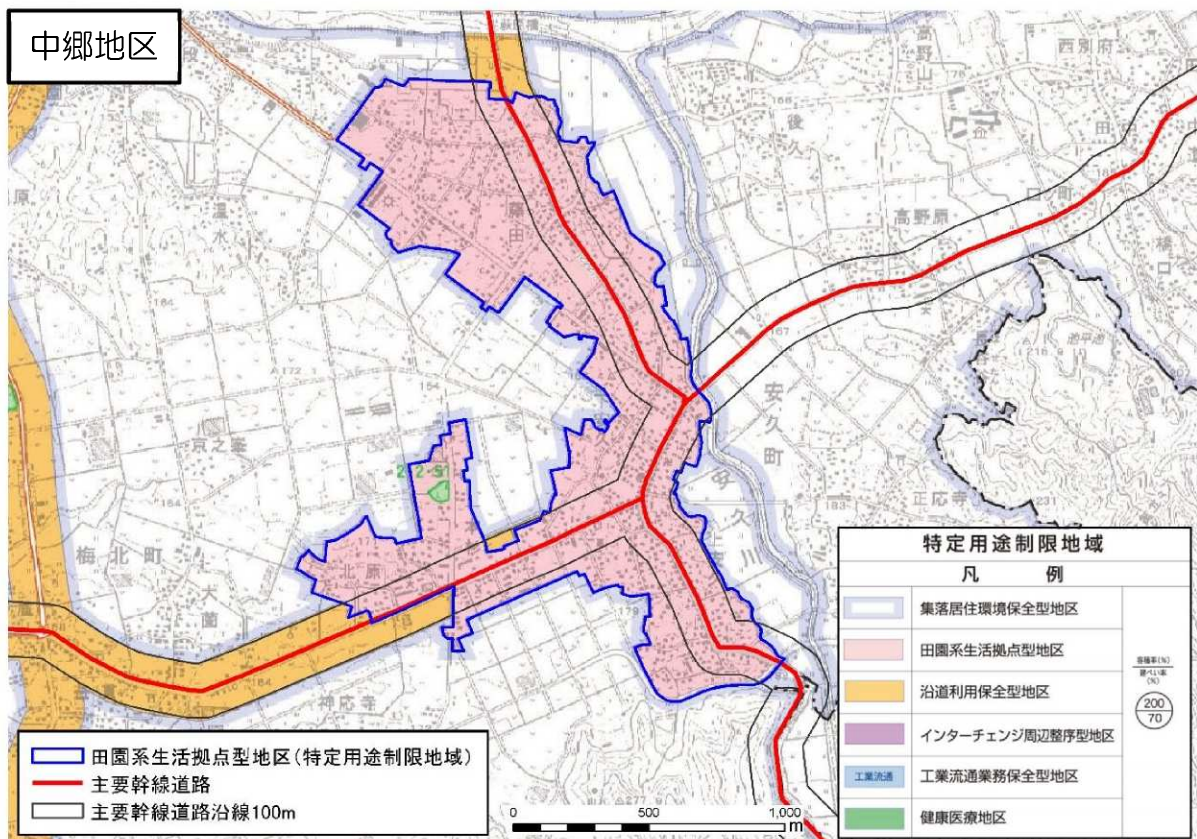
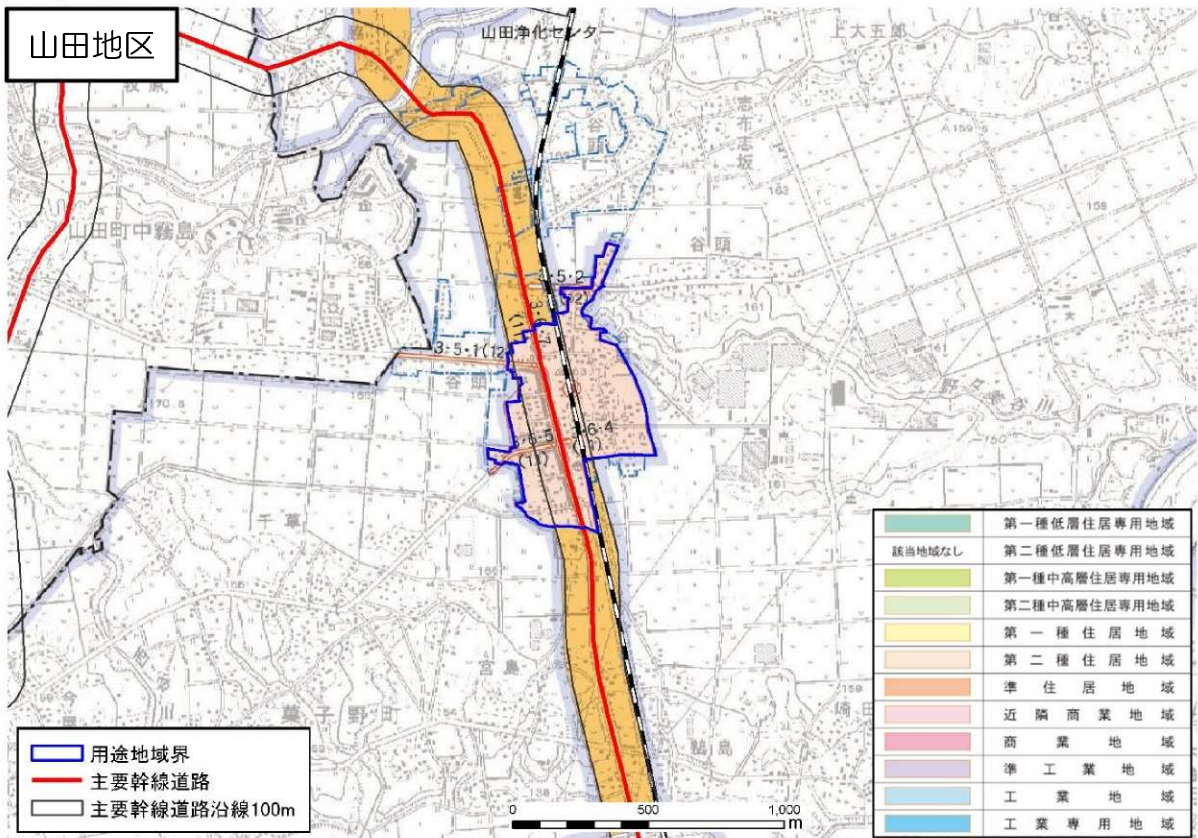
●田園系生活拠点：商業系用途地域
(山之口・高城・高崎地区)

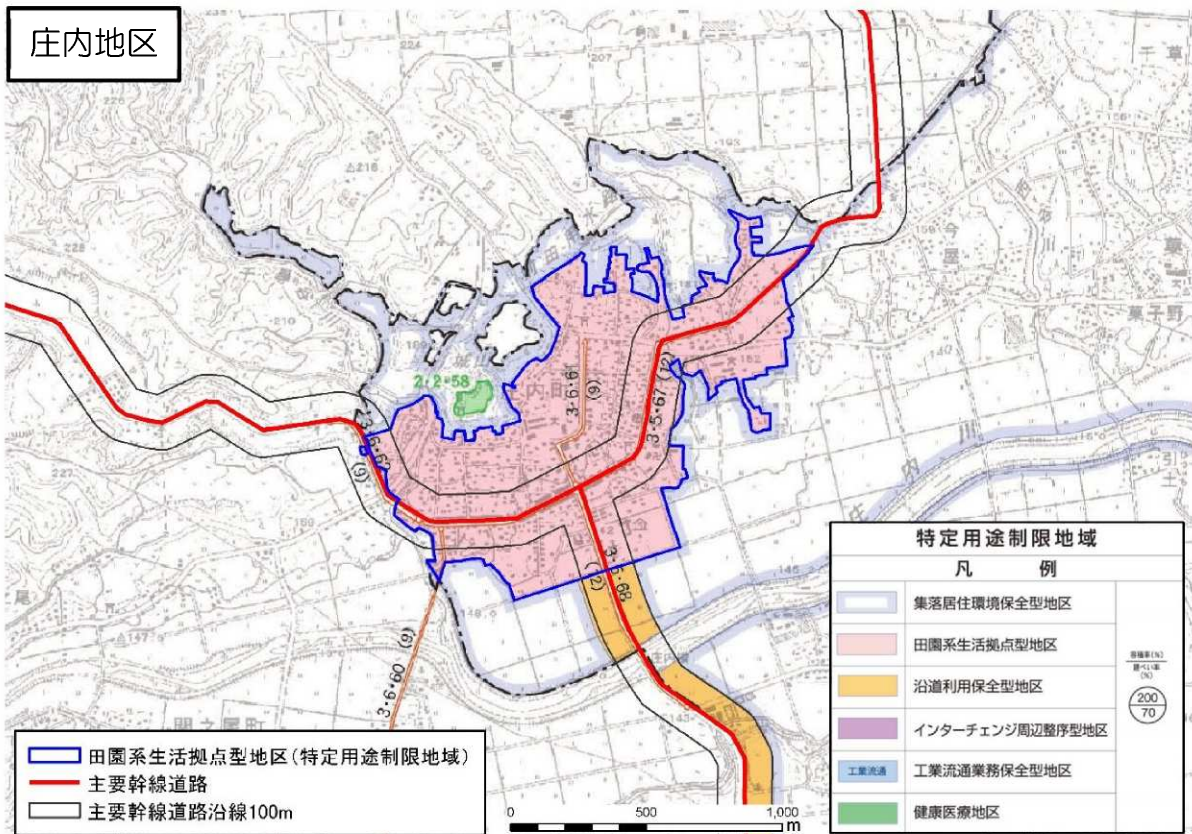
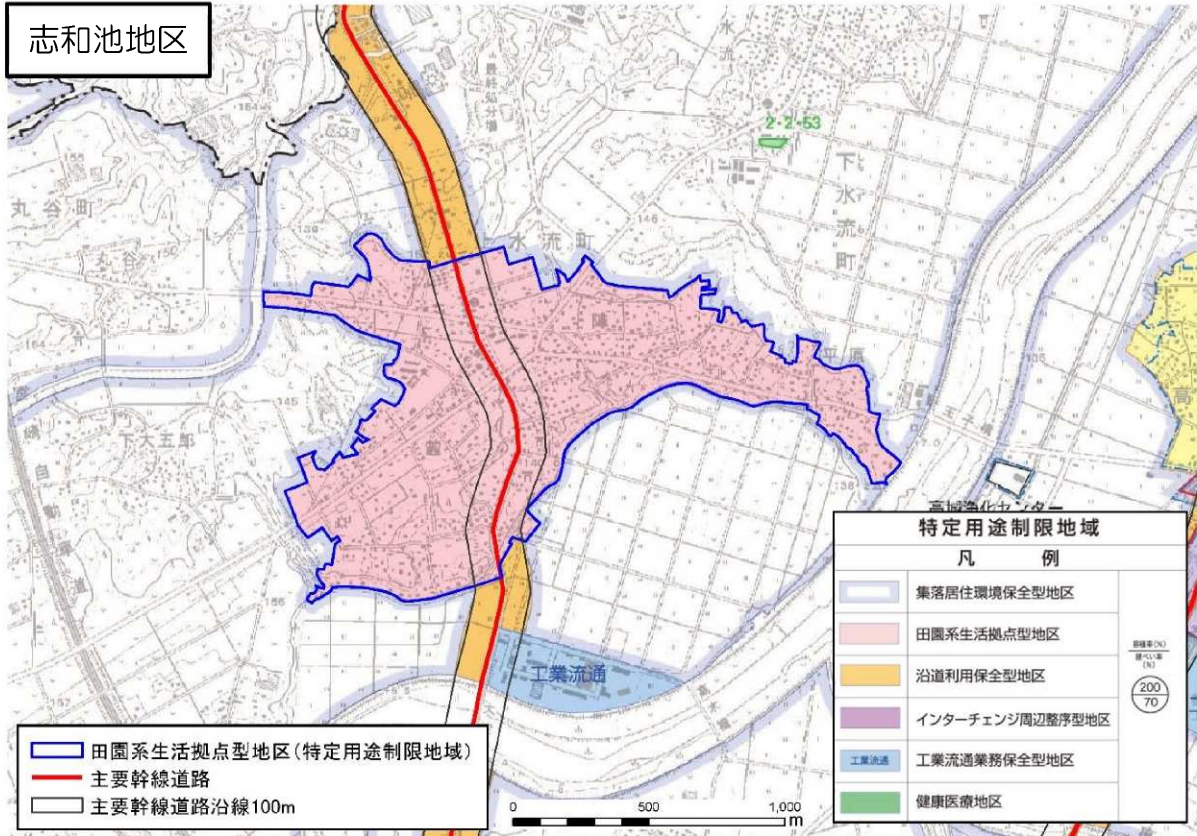




条件4

●田園系生活拠点：主要幹線道路沿線100m
(山田・中郷・志和池・庄内地区)





(2) 検討結果

(1)で検討を行ったとおり、条件1～4に該当する区域を都市機能誘導区域に設定します。

なお、区域の設定に当たっては、居住誘導区域内を前提に都市計画運用指針に基づき、届出の必要の有無が明らかになるよう、沿道100mの設定を除き、地形地物で区域設定を行います。

具体的な区域については、巻末資料に一括して記載することとします。

【地形地物による設定方針】

- 居住誘導区域内
- 基本となる都市機能誘導区域の内側で線引き可能な国県道または市道